

氏名	シュルーター 智子
学位の種類	博士(文学)
報告番号	甲第435号
学位授与年月日	2016年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	宗教科にみる「他者」表象 ードイツにおける宗派混成学校の登場とバイエルン州公立 ギムナジウム宗教科指導要領の分析
審査委員	(主査)久保田 浩 市川 誠 (本学大学院文学研究科教授) 藤原 聖子 (東京大学大学院人文社会系研究科准教授)

I 論文の内容の要旨

論文題目：宗教科にみる「他者」表象ードイツにおける宗派混成学校の登場とバイエルン州公立ギムナジウム宗教科指導要領の分析

(1) 論文の構成

第1章 序論

- 1.1 関心の所在
- 1.2 ドイツの宗教科における「他者」への関心と議論
- 1.3 資料、方法、狙い

第2章 「他者」への関心ーヨーロッパとドイツにおける宗教教育の現在

- 2.1 ヨーロッパの宗教教育政策と「他者」への関心
- 2.2 ドイツにおける宗教科の位置づけ

第3章 「自／他」の線引きードイツにおける宗派混成学校の登場

- 3.1 ドイツにおける学校の歴史
- 3.2 宗派混成学校と一般宗教科の試み
- 3.3 宗派混成学校の拡大と倫理科の登場
- 3.4 宗派混成学校と倫理科の意義

第4章 「他者」のすがたーバイエルン州公立ギムナジウム宗教科指導要領の分析

- 4.1 指導要領の変遷
- 4.2 バイエルンの学校および宗教科をめぐる状況
- 4.3 各宗教団体における宗教科および宗教的「他者」の位置づけ
- 4.4 2000年代指導要領の分析
- 4.5 1990年代指導要領の分析
- 4.6 1970年代指導要領の分析
- 4.7 指導要領の特徴と変化

第5章 考察と展望

- 5.1 考察
- 5.2 展望ー「翻訳」される「他者」

補遺

A 宗教科関連法規

B バイエルン州ギムナジウム用指導要領

I 2000年代指導要領

I.1 概要

I.2 各学年の単元

I.3 「他者」に関する単元の内容

II 1990年代指導要領

II.1 概要

II.2 各学年の単元

II.3 「他者」に関する単元の内容

III 1970年代指導要領

III.1 概要

III.2 各学年の単元

III.3 「他者」に関する単元の内容

参考文献

(2) 論文の内容要旨

本論文は、宗教的「他者」がいかなる仕方で宗教的「自己」と線引きされているのか、そして、宗教的「他者」はいかなる仕方で表象されているのか、という二つの問いから出発し、この問いと取り組むために、ドイツの公教育における宗派的宗教科を分析対象としている。分析の中心は、公教育制度における「自／他」の線引きの論理を明らかにするために選ばれたナッサウ公国の歴史的事例と、宗教的な「他者」表象の様相を解明するために選ばれた、バイエルン州の現在の宗派的宗教科用指導要領である。

第1章では、先行研究の内容およびその理論的前提と対比させながら、本論文の問題設定と、分析される資料および援用される方法について述べられている。その際、宗教的「他者」表象を論じるという本論文の営み自体が、多元化とグローバル化のプロセスが広範に展開しつつある現代社会にとって必須の理論的問題でもあることが詳述されている。

第2章では、本論(第3、4章)の分析に先立って、ドイツを含むヨーロッパの宗教教育の制度的・文教政策的現状が描かれる。特に、様々な政策的提言において、特定の宗教・宗派へのコミットメントを目指す教育ではなく、「他者」の宗教についての情報を提供する教育の促進が重視されていること、同時に「ヨーロッパ的アイデンティティ」の形成を目指す傾向が見られること等が明らかにされている。

第3章では、公教育における宗教的な「自／他」の線引きの歴史的過程を例証し、宗派的宗教科の社会的内的位置を見定めるために、ナッサウ公国における「宗派混成学校」の制度化と、その帰結としてのバイエルン州における倫理科の導入が歴史的に再構成されている。筆者は、従来、特定の宗派所属によって宗派的に統一的であった学校と、その内部で実施される宗教科が宗派混成学校の導入により分離させられるとともに、教育主体が教会から国家へと移行させられたと論じている。また、同時に導入された非宗派的な「一般宗教科」が、新たな教育主体の「自／他」理解に応じた教育を目指す試みであり、結果的にナッサウでは頓挫したものの、バイエルンをはじめとした他地域で宗派的宗教科の代替科目として導入されることとなる倫理科の設置において結実したという解釈を提示している。

第4章では、バイエルン州の公立ギムナジウムで行われている宗教科用指導要領をもとに、1970年代から現在に至るまでの様々な宗派的宗教科および倫理科における宗教的「他者」表象の具体的な内容とその特徴が記述されている。宗教科を担う各宗教団体の宗教科理解、宗教的「他者」理解が確認された後、異なる年代の指導要領の分析を通して、年代が下るにつれて宗教的「他者」、特にいわゆる「世界宗教」に関する内容が増加していること、しかしその「世界宗教」の表象には明らかな差異(序列化)が見られること、また、一様に批判的に扱われる存在としての「他者」表象のタイプが認められること等が指摘されている。

第5章では、宗教的「他者」表象を分析するための比較軸が提案され、前章までの記述がそれによって図表化されることにより、宗教的「他者」表象の論理を支える構造の解明が図られている。さらに今後の課題として、宗教的「他者」表象の問題に「翻訳」という観点から取り組む可能性について論じられ、序論における理論的考察との接続が図られ、本論文の理論的立場が再検討されている。

Ⅱ 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴 従来、公教育における宗教教育に関する研究では、学校での教育実践（授業）に焦点を当てるか、教育内容（教材等）に着目するか、あるいは教育制度を論じるか等によって多様な議論が積み重ねられてきた。とりわけドイツをはじめとした西欧における宗教教育に関する宗教学的な研究では、宗教的・宗派的に拘束されない宗教教育の可能性に焦点が当てられることが多かった。本論文はこうした研究状況を踏まえつつも、主流の研究潮流からは距離を取り、ドイツ社会における「他者」像の特徴に着目することで、宗教多元的状况にあるドイツ社会（国家、連邦州）自身が提示する「宗教」観を解明することを目指している。その際、公教育における宗教教育の歴史的過程を再検討するとともに、現在の指導要領から宗教的「他者」像形成のメカニズムを解説するという、対象設定の点でも方法の点でも画期的な論文となっている。

思想研究における「他者」論から示唆を受けている筆者は、「自／他」の画定に関する理論的考察を本論文の枠組みとして序論で提示する。殊に宗教史的現象としての「異教」「異端」成立のメカニズム等を、現代における（宗教的）「他者」像を考える際の参照例としている点など、思想研究としての「他者」論には見られない筆者の宗教学的洞察が表れている。こうした考察は、具体的な記述と分析を経た終章においてさらに、社会学者ハーバーマスと文学翻訳家ベルマンの翻訳理論へと接続されながら、宗教的「他者」を表象するという営みを文化的「翻訳」と捉える理論枠で分析する可能性を提起しており、本論文の問題提起が理論的にも深い洞察によって裏打ちされていることを示唆している。

宗教教育を巡る制度的・政策的状況を確認した後に展開される本論では、後に宗教科の代替科目として設置されることとなる倫理科から逆に、宗派的宗教科の社会内的位置を照射するという、斬新な手続きが取られる。そして、従来顧みられることのなかったナッサウ公国における非宗派的な学校種と「一般宗教科」設置を目指す動向を歴史的に再構成することで、従来の研究においては不十分であった歴史的観点からの分析を提示している。またマイリンクの質的内容分析の手法に基づく指導要領の緻密な解説をとおして、そこに潜む教育主体（連邦州、各宗教団体）側の「自／他」の画定論理を構造的に描き出している点にも、指導要領成立の歴史的な文脈や教育理念の分析に特化するきらいのあった従来の研究に見られない、本論文の分析視角の独自性がうかがわれる。

(2) 論文の評価 以上のように本論文は、昨今の研究動向からすればむしろ克服されるべきものとして否定的に捉えられがちな宗派的宗教科に敢えて着目することによって、公教育主体の宗教教育理念と実践に潜む明瞭な価値づけの論理を明らかにしている。宗派的宗教科を克服すべく宗教教育の当為論や実践的改善策へと向かう研究が多い中で、現実的には主流を占めている宗派的宗教科を取り上げ、教育主体の内的論理の一端を解明しようとする本論文は、宗教教育研究はもとより、宗教学・宗教史研究にとっても新たな研究の可能性と方向性を指し示すものとして評価できる。